

(1) 通所事業（通所介護独自型サービス）の利用料・・・基本部分、加算・減算の合計の額となります。

【基本部分：通所介護相当サービス】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担(1割の場合)
事業対象者 要支援1	16,720円(1月につき)	1,672円
事業対象者 要支援2 (週1回利用)	17,140円(1月につき)	1,714円
事業対象者 要支援2	34,280円(1月につき)	3,428円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防通所介護の金額に相当する金額であり、介護予防通所介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ 基本的には定額の料金になりますが以下のような場合、() 内の日をもって日割り計算となります。

- ・ 月途中からサービス利用を開始した場合（契約日）
- ・ 月途中でサービス利用を終了した場合（契約解除日）
- ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合（変更日）
- ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合（変更日）
- ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合（変更日）

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額	
		基本利用料	利用者負担 (1割の場合)
サービス提供体制 強化加算（I）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合 事業対象者・要支援1	880円	88円
	事業対象者・要支援2	1,760円	176円

※(1) 上記の加算を含めた介護保険報酬合計×5.9%が介護職員処遇改善加算としてかかります。

※(2) 上記の加算を含めた介護保険報酬合計×1.2%が介護職員等特定処遇改善加算としてかかります。

※(3) 上記の加算を含めた介護保険報酬合計×1.1%がベースアップ等支援加算としてかかります。

(2) その他の費用

食費	食事の提供をする場合、1食につき680円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供をする場合、実費負担をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

当サービスの利用を中止される場合、利用予定日の前日 20 時まではその旨を当事業所に連絡されずに利用を中止された際は、キャンセル料としてお食事代をいただきます。利用者の病状の急変や急な入院の場合、利用当日の午前 8 時以降の連絡はキャンセル料をいただきます。